

ジャパン石油製品

Japan Products

ジャパン石油製品（国内海上）レポートにおける
国内海上バージ石油製品のスポット価格評価基準
改訂版（2015年3月23日）

受渡形態と受渡ポイントと価格評価地域

受渡数量

受渡タイミング

価格評価時間帯

価格評価の優先順位

基本的な価格評価のあり方

価格評価の対象となる取引

市況連動取引の価格評価への反映基準

品質

RIM Trading Board の価格評価基準

JOXの現物取引における価格評価基準

国内石油製品ペーパースワップ価格評価基準

国内海上バージ石油製品のスポット価格評価基準(英文)

※石油製品(英語)リムアセスメントメソドロジー66～69P 参照

<https://www.rim-intelligence.co.jp/uploaded/assessment/ProductsMethodology20150323.pdf>

「価格評価方法の適切性」

リム情報開発の価格評価方法は下記の項目に基づき摘要されていることから、適切であるとみなす。

第1条（価格評価の目的）

リム情報開発が実施するすべてのレポートの価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。

第2条（価格評価対象となる取引）

各インデックスにおいて、もっとも流動性がある数量、期間、地域を価格評価の対象とする。また、評価対象となる数値数量、参考として考慮される市場情報、その他価格評価に用いられる「リムトレーディングボード」、取引所などの特定市場情報など、詳細をレポート毎の「メソドロジー」内に記載することとする。

第3条（価格評価対象となる対象時間取引）

各インデックスにおいて、日本を含むアジア時間における取引で最も有効かつ利便性があると判断される時間を価格評価の対象時間として適切とみなす。詳細はレポート毎の「メソドロジー」内に記載することとする。

第4条（価格評価の優先順位）

各インデックスにおいて、相対取引、他の取引市場での成約価格、買唱え、売唱えのうち、評価対象とすべき価格、また採用する価格の優先順位を定める。詳細はレポート毎の「メソドロジー」内に記載することとする。

第5条（取材先の選定）

市場情報の収集にあたり、売り手、買い手に偏りがないように、取扱い量の多さ、市場に与える影響力等を鑑みて選出した複数のメジャー、産油、産ガス会社、石油会社、トレーダー、商社、ディーラー、需要家などに取材を実施することとする。

各レポートチームは、取材先の地域性、取材先が持ち得る情報の種類について、必要に応じて偏りがないか検討することとする。取材先の恣意性や例外性を認識した場合には、取材担当者とチームリーダーで取材先からの除外を検討する。協議後、社長の承認を得る。

第6条（取材方法）

価格評価を行う取材記者の資質が肝要であり、中立性、公正性の観点からも取材記者の資質、技術向上に向け日常的に取り組むことが必要である。これらの教育を受けている記者により、電話を主体に電子メール、チャットなどを駆使して取材を行うこととする。取材先担当者の信頼性を確保するために、基本的には取材先の会社へ直接電話することにより、その担当者が在籍していることを確認することとする。

第7条（市場情報の信頼性および充分性）

各価格評価の担当者は、取材先より取得した情報が充分であるか、関連当事者との取引ではないか、恣意的なものがないかを当該者、並びに他の複数の取材先から確認した上で、必要に応じて精査することとする。恣意的な情報が検出された場合には、追加取材により裏付けをとることで価格評価の対象から除外するか否かを判断することとする。また、重大な事項については速やかにスーパーバイザーおよび社長に報告することとする。これらの検討事項および判断は各レポートチームの取材メモ、チェックリスト等に記録することとする。

取材した情報が少ない場合は、比較可能な関連する他の商品と整合性を図るなど、追加取材により裏付けをとることで価格評価の対象から除外するか否かを判断することとする。

情報提供者に対しては、「メソドロジー」を WEB 上に公開することおよび協力を要請することで、会社が定める価格評価方法上の条件を満たすすべての市場情報を提供するものと期待している。情報提供者の情報が恣意的なものでないことを確認する必要がある場合は、必要に応じてバックオフィスから情報を得ることを検討することとする。

第 8 条 (スーパーバイザーの設置)

(スーパーバイザーの役割)

各レポートに対し、少なくとも 1 人以上の独立したスーパーバイザーを配置し、レポート公表前に、価格評価の根拠及び評価結果がメソドロジーに遵守して行われているかという観点からレビューを実施することとする。レビュー実施後は、レビュー証跡をスーパーバイザーの PC から各チームに電子メールで送信したもの、あるいはスーパーバイザーが印刷物に署名後、PDF 化したもののいずれかを、各チームごとの共有フォルダー内に保管することとする。

(レビュー品質の維持)

スーパーバイザーによるレビューの品質が適切に保たれていることを確認するために、必要に応じて社長によるスポットチェックを行うこととする。スポットチェック実施後は、社長の署名入りスポットチェック証跡を PDF 化し、各チームごとの共有フォルダー内に保管する。

(スーパーバイザーの選定)

スーパーバイザーには、原則として該当するレポートチーム以外から、価格評価対象商品および市場について十分な経験および知識を有したものを選定することとする。スーパーバイザーの選定については、取締役会の承認を必要とすることとする。

第 9 条 (価格評価の整合性および一貫性の保持)

価格評価の整合性および一貫性を保持するために、社内研修およびスーパーバイザーによるレビューを徹底して行うこととする。

第 10 条 (メソドロジーの公開)

取締役会により承認された価格評価方法は、会社の WEB 上にアップロードし、外部取引先、情報提供者、購読者等が入手可能な状態で管理することとする。「メソドロジー」には、少なくとも以下の項目を記載する

こととする。

- 価格評価対象となる取引
- 受渡数量基準
- 価格評価対象となる対象時間取引
- 評価の優先順位
- 取材先の選定
- 取材方法
- 市場情報の信頼性および充分性
- 特定の数量単位（バレル、Btu など）が用いられる理由
- スーパーバイザーによるレビュー態勢
- 価格評価対象から除外される取引
- 価格評価の整合性および一貫性を保持するための方策
- メソドロジーの定期的な見直し及び変更プロセス
- 価格評価の訂正、変更

第11条（メソドロジーの定期的な見直し）

「メソドロジー」は少なくとも年1回（毎年10月開催の取締役会）、あるいは商品市場に重大な変更があった場合に見直しを実施し、必要であれば変更を検討することとする。「メソドロジー」の見直しを実施するにあたり、外部取引先、購読者など有識者から聞き取った意見を参考にする。必要に応じてこれらの外部関係者への質問事項をレポート、あるいはWEB上で公開するが、これらの回答に関しては、回答者との信頼関係を保持するために基本的に非公開とする。ただし、回答者の了解の上、公開することもある。

第12条（メソドロジーの変更）

「メソドロジー」の変更が必要と判断された場合、各レポートチーム内で十分に議論した上で、変更点を取締役に提出・稟議にかけることとする。「メソドロジー」の変更確定後は、変更日時を明記の上、変更内容採用開始日の原則として1カ月前、少なくとも2週間前までに、WEB上に変更を実施する旨を公開することとする。

第13条（評価価格の訂正、変更）

誤字、脱字、タイプミスによる訂正は行いが、評価価格を提示した後の情報によって評価価格を変更しないこととする。

受渡形態と受渡ポイントと価格評価地域

製油所および二次基地出しバージ取りの EX パイプ取引を価格評価の基準とする。二次基地出しの場合、出荷地の明記が望ましい。持ち届け取引は価格評価において参考とする。その場合、EX パイプ価格への引き戻しは実勢運賃を用いる。

RIM で価格評価する受渡地域は、京浜湾岸、西日本（和歌山を含む大阪湾岸の阪神および瀬戸内以西の大分を含む大西）の 2 地域とする。地域間格差に関しては、地域独自の需給を考慮する一方で、実態から乖離した評価とならないよう留意し、実勢フレート格差を考慮した上で、実態をより反映した評価を行う。このため、成約価格、売買唱えレベルに変化がない場合でも、地域間格差の関係で評価価格が上下する場合がある。

受渡数量の対象基準

価格評価の対象となる受渡数量は、ガソリン、中間留分および HSC 重油で 1 ロット 200k1 以上を基準とする。LSC 重油は 1,000k1 以上を基準とし、500k1 以上～1,000k1 未満の取引は参考とする。

取引数量の大小による評価価格への反映は、原則として 50%が加重平均を、残り 50%が取引成立件数を優先し、件数による平均を採用する。具体的には以下の通りとなる。

$$\text{海上リム価格} = (\text{加重平均} + \text{価格平均}) \div 2$$

受渡タイミング

当月 25 日まで当月渡し物を価格評価の対象とし、翌営業日の 26 日から翌月渡し物に価格評価が移行する。25 日が休業日の場合、その前日が当月渡しの価格評価最終日となる。

価格評価の時間帯

当日の価格評価は、10 時から 15 時に成立した取引の価格や取引にまつわる売買唱えを原則とする。ただし、先物市場やペーパー swaps 市場の値動きが激しい昨今の状況を鑑み、14 時から 15 時の時間帯、またはこれに近い時間に成立した取引や提示された売買唱えをより重視する。

価格評価の優先順位

価格評価の優先順位は原則として下記 3 項目とする。

- (1) 成約価格
- (2) ファームなオファーおよびビッド
- (3) インディケーション
(売り気配、買い気配)

ただし、(1) の妥当性を吟味する上で (2) および (3) についても価格評価上、これを重視する。とくに (2) に関し数量・タイミング・受渡しポイントがはっきりしているものについては (1) に準ずる扱いとする。実勢をより忠実に反映する上で、多数の市場参加者が唱えている売買値のレンジから大きく乖離している成約価格は評価の対象から除外する。

需給要件、原油・海外製品価格変動、為替動向などは、基本的に成約価格や売買唱えに反映されているものと見做す。絶対値の評価に際しては、ペーパー swaps 取引価格も参考とする。

さらに現物フォワード（現物先渡し）取引における価格も評価の対象とするほか、東京商品取引所の石油先物取引価格も参考とする。

基本的な価格評価のあり方

「市場参加者の多くが売買可能な価格」、すなわち「実勢相場」を導き出すため、極端な高値、安値の成約は事実であっても、「実勢相場」から大きく乖離している場合、これを除外する。価格評価を行う上で判断材料となる成約情報は下記3つが挙げられる。

- (1) 売買当事者双方から確認を得たもの
- (2) 売買当事者の何れか一方から確認を得たもの
- (3) 情報ソースとして信頼すべき複数の第三者から伝えられたもの

情報の信頼性として(1)が最も望ましいものの、種々の制約から(2)に留まるケースも多い。RIMでは価格評価にあたって(1)の情報を原則とし、(2)の情報も参考とする。ただし、(3)は採用しない。また、売買当事者からの情報であっても、それが虚偽であることが判明した場合、これを採用しない。

取引数量の単位はk1、取引通貨は円とする。国内石油産業では、商習慣としてk1をもとに海上取引を行っており、これに沿って単位を規定している。

価格評価の対象となる取引

スポットベースのアウトライト取引を評価基準に置き、売買当事者から確認が得られたものを採用する。ターム取引は除外する。また、抱き合わせ取引、受渡地区や受渡時期のスワップ取引、さらにバーター(交換)取引は、価格評価の参考とするが、全面的に反映はしない。

産燃ユーザー向けの直需販売は、その取引の性格上、種々の要因により、スポット市況の実勢から乖離した価格で決定することも多い。このため、価格評価の参考とはするものの、全面的に評価へ反映することはしない。

市況連動取引の価格評価への反映基準

月間平均値に連動した市況連動取引（RIMリンク取引）の成約や売買唱えに関し、需給・コスト要件などに変化がない場合、プレミアムやディスカウントは原則として、その変動幅を絶対値に反映させる。

市況連動取引のプレミアムやディスカウントは、一般的に現行相場に対する強弱の現れと捉えられ、下記3項目も要素として含まれる。

- (1) 品質格差
- (2) 地域格差
- (3) 口銭

(1)と(2)に関しては、一般的な相場に対する強弱材料と分けて評価する。

価格査定の基本となる月間平均は、ガソリン、灯油、軽油、A重油およびLSA重油の5油種について、以下の通りとする。

①価格評価対象が翌月に移行する26日から受渡月の10日までは、RIMで採取した当日の当該限月のペーパーSwap価格を充てる。たとえば、2014年6月渡しの場合、5月26日から6月10日まではそれぞれの日のペーパーSwap6月きり価格中値を月間平均とみなし、「+200円/k1」の成約は当日のペーパーSwap価格中値に200円を加算して絶対値に換算する。

②6月11日から25日までは、1日から25日までの営業日平均（前日の価格が25日まで変わらないと仮定したうえで算出）に、26日から末日分として、RIMで採取した翌月きりのペーパーSwap価格中値を採用し、両者の営業日平均を査定基準とする”月間平均”とする。

LSC重油およびHSC重油の2油種は、前日レポートの価格を月末まで変わらないものと仮定した上で推定値を出し、これを月間平均とみなす。

品質

基本的に日本工業規格（JIS）+業界標準規格に合致した国産品あるいは通関後の輸入品を評価対象とする。以下は油種別の評価基準と考慮する諸点。

レギュラーガソリン：オクタン価（リサーチ法、RON）：90以上。JISや品質確保法による標準規格（SQ）では89以上となっているものの、現実に流通しているレギュラーガソリンのオクタン価は90以上が事実上の業界標準となっている。

MTBE含有量：ゼロ。JISおよび品質確保法の双方の規定で7%以下となっているものの、実際に流通しているレギュラーガソリンのMTBE含有量はゼロとなっている。したがって、価格評価の対象となるレギュラーガソリンはオクタン価、MTBE含有量の2点において事実上の業界標準を満たしたものである。

灯油：カラー（色、セーボルト）に関し、JISおよび品質確保法の規定値は+25以上だが、実際的な業界標準は+30以上となっている。このため、価格評価はカラーが+30以上のものを対象とする。

軽油：JISで定める1号および2号軽油を所謂、一般流通品と見做し、価格評価も1号および2号をベースとする。冬季の寒冷地用3号および特3号品は、1号および2号品に品質格差（プレミアム）をつけて取引されるため、価格評価には反映させない。基本的に非課税物を価格評価の対象とし、課税物は評価の対象から除外する。

A重油：西日本における水島出しなどの”ホワイトA”は、一般のA重油に対して一定の品質格差的なプレミアムが付くため、価格評価においては、そのプレミアムをそのまま反映はしない。ただ、プレミアムの上下は需給状況を示す指標的な役目があるため、価格評価における参考とする。

LSC重油：レポート表記上は硫黄分0.3%が価格評価の対象となっているが、0.2%および0.4%品についても対象とする。HPP品だけを対象とし、

LPP 品は対象外とする。ユーザーの入札価格は、価格動向を指し示すものとして価格評価において参考とする。

HSC 重油：硫黄分 3.0%がレポートの表記上、評価の基準となっているものの、実際の評価においては硫黄分 2.5%までを対象とする。一方、200kl 未満の小口取引は価格評価に反映させない。ただ、そのプレミアムは需給動向を指し示してため参考とする。ユーザー向け販売価格は LSC 重油と同様の扱いとする。

RIM Trading Board の価格評価基準

価格評価対象となるビッドおよびオファー

「RIM Trading Board」に 14 時から 15 時までに提示されたビッドおよびオファーを価格評価の対象とする。「RIM Trading Board」に掲示するオファーおよびビッドならびに成約は、電話、Eメールおよびヤフーメッセージほか、各種コミュニケーションサービスを通じて寄せられたものに加え、本紙スタッフの取材したものとする。

JOX の現物取引における価格評価対象

JOX スクリーン上に提示される直近受渡しを価格評価の対象とする。毎月 26 日から翌月渡しの取引に移行する。

アセスメントウィンドウ

スクリーン上に 14 時までに提示されたビッドおよびオファーを基準とし、14 時 30 分までに成立した取引を価格評価の対象とする。アセスメント

ウィンドウ外の時間帯に提示されたビッドおよびオファーや成約は原則として価格評価の対象としない。時間内の取引であっても、ビッドやオファーのレンジから極端に乖離した成約や確認がとれない取引は対象としない。成約がない場合、ビッドやオファーを価格評価の参考とする。

国内石油製品ペーパーズワップ価格評価

価格評価対象の製品

レギュラーガソリン、灯油、軽油、A 重油、LSA 重油、LSC 重油、HSC 重油の 7 油種。

価格評価タイミング

3 カ月先までの 3 限月が価格評価の対象となる。3 限月の最初の月（フロント・マンス）の価格評価は、現物受渡し月の 10 日（休業の場合、繰り上げ）が最終日となり、11 日から翌月物に移行する。例えば、2014 年 6 月の場合、フロント・マンスとしての 7 月きりの価格評価は 6 月 11 日から始まり、7 月 10 日が最終日となる。11 日からフロント・マンスは 8 月きりに移行する。

評価要素

原則として 14 時から 15 時を価格評価のアセスメントウィンドウとする。この間に RIM Trading Board、OTC、JOX、JOE を含めたペーパーズワップ市場で提示されたファームなビッド・オファーおよび成立した取引を価格評価の対象とする。

東京編集部 03-3552-2411 国内石油製品チーム

(C) RIM Intelligence Co.